

令和 6 年度
第 1 回森林審議会
議 事 録

日時：令和 6 年 7 月 16 日（火） 13:30～15:00

場所：和歌山県薬剤師会館

令和6年度 第1回和歌山県森林審議会 議事録

日 時：令和6年7月16日（火）13:30～15:00

場 所：和歌山県薬剤師会館 4 階 大会議室

出席委員：9名

議 事：会長・副会長の選出

報告事項：（1）林地開発行為の許可に関すること（事後報告）

（2）「和歌山県森林審議会運営についての内規」の一部改正

そ の 他：令和6年度森林林業局の施策概要について

林業振興課副課長
（以下
司会）

定刻よりも少し時間が早いですが、皆様お集まりですので、ただいまから令和6年度第1回和歌山県森林審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙にも関わらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、林業振興課の[]でございます。どうぞよろしくお願い致します。

それでは、開会にあたりまして、和歌山県 農林水産部 森林林業局長の[]からご挨拶申し上げます。

森林林業局長
（以下
局長）

改めまして皆様こんにちは。

梅雨の時期に非常に暑い日が続いております。今後本格的な猛暑が迫ってくると思うと恐怖感もありますけれども、そうした中、本日森林審議会を開催させていただいたところ、委員の皆様方におかれましては、ご多忙中にもかかわらずご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また委員の皆様方には、今年4月から新たに2年間の任期で委員を引き受けていただいております、今後ともよろしくお願い申し上げます。

それから平素から県政、とりわけ森林林業行政の推進につきまして、格段のご指導とご高配を賜っておりますことをこの場をお借りし、重ねてお礼を申し上げます。

さて、森林林業を取り巻く情勢は、皆様もご存知の通り厳しいものでございますけれども、最近では、花粉症発生源対策や、カーボンニュ-

局長

トラルに寄与するグリーン成長を実現するための取り組みの推進、さらに、近年の地球温暖化に伴い激甚化リスクが増大する山地災害等に対する治山対策の一層の強化など複雑化しているとともに、近年では、住宅着工戸数の減少などによる木材需要の減少など、様々な、また新たな局面を迎えております。

こうした状況を踏まえまして、県では、和歌山県森林林業”新”総合戦略に基づき、素材生産量と収益の増大に焦点を当て、持続的な森林・林業・木材産業の確立を目指しているところです。

令和5年次の素材生産量は、対前年比約2万2千m³増の28万6千m³となり、平成24年以降着実に増加しております。

一方、製材用材は前年度に比べ減少しているため、令和6年度からは、民間非住宅建築物の木造木質化への支援を始めており、紀州材需要拡大に努めているところです。

引き続き素材生産業の増産や、紀州材の需要拡大等を図るべく、各種事業を進めてまいります。

加えまして、令和6年度から県営林道業務を県土整備部から移管し、林業振興課に林道整備班を新設するとともに、林道予算におきまして、市町村が開設する林道の補助金を大幅に拡充するなど、生産基盤の更なる強化を図っているところです。

また、令和8年の第49回全国育樹祭の開催に向け準備を進めていくために、全国育樹祭推進室を設置しております。

さて、本日の森林審議会は、令和6年度の委員改選後の初めての審議会となります。

議事としましては、会長・副会長の選任、林地開発行為の許可に関する事後報告などを予定してございます。

委員の皆様には、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。

本日はどうかよろしくお願いいたします。

司会

それではここで、委員の皆様をご紹介します。

委員でございます。

委員でございます。

委員でございます。

委員でございます。

委員でございます。

司会

委員でございます。

委員でございます。

委員でございます。

委員でございます。

なお、委員と委員、委員、委員におかれましては、本日所用のためご欠席でございます。

続きまして、県職員の出席者を紹介致します。

森林林業局 局長の でございます。

林業振興課 課長の でございます。

森林整備課 課長の でございます。

全国育樹祭推進 室長の でございます。

林業振興課 課長補佐兼計画推進班長の でございます。

森林整備課 課長補佐兼治山班長の でございます。

本日の資料につきましては、委員の皆様には事前に郵送させていただきましたが、順番に申し上げたいと思います。

- ・次第、出席者名簿、配席参考図
- ・和歌山県森林審議会委員名簿
- ・和歌山県森林審議会関係法令等
- ・資料1「林地開発行為の許可に関することについて（事後報告）」
- ・資料2「和歌山県森林審議会運営についての内規」の一部改正について
- ・資料3「令和6年度 森林林業局施策方針」

となっております。

また、

- ・令和6年度 森林・林業及び山村の概況

も併せて送付させていただいております。

資料は以上となっております不足等はございませんでしょうか。

それでは、ここで和歌山県森林審議会について簡単に説明させていただきます。

お手元に配付してございます資料の7ページ目をご覧ください。

森林法第68条第1項において、「都道府県に都道府県森林審議会を置く」こととされており、この規定に基づき、和歌山県森林審議会を設置してございます。

司会

また、審議会の所掌事務は、森林法第 6 8 条第 2 項及び第 3 項の規定による事項となっております。

具体的には、森林法に基づく事項として、

- ・地域森林計画の策定、変更に関すること。
- ・地域森林計画の対象森林となっている民有林における開発行為に関すること。
- ・保安林の指定、指定の解除に関すること。

そして、森林病虫害等防除法に基づく事項として、

- ・高度公益機能森林の指定、変更等に関すること。

などがございます。

この他、森林法の施行に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申すること。

などとなっております。

続きまして、本日のスケジュールを簡単にご説明致します。

本日の議事は、

「会長・副会長の選出、森林保全部会の部会長及び部会委員の指名」について

報告事項としまして、

「林地開発行為の許可に関すること（事後報告）」について、

「和歌山県森林審議会運営についての内規」の一部改正について

その他事項としまして、

「令和 6 年度 林林業局施策概要について」

で、ございます。

それではこれより、議事に移らせていただきます。

まず、議事事項としまして、「会長・副会長の選出、森林保全部会の部会長及び部会委員の指名」についてでございます。

令和 6 年 4 月 1 日付けで委員の委嘱をさせていただいた後、今回が最初の審議会となります。

会長の選出につきましては、資料の 7 ページにある森林法第 7 1 条第 1 項の規定に基づき、委員の皆様の互選により選出していただくことになってございますが、会長の選出について、いかがお取り計らい致します

司会

しょうか。

委員

前期と同様 委員に会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

司会

ただいま 委員から 委員に会長をお務めさせていただきたいという意見がございましたが、いかがでございましょうか？

委員

異議なし

司会

異議なしとのことですので、 委員に会長をお願いしたいと存じます。

それではこれより、会議の議長につきましては、資料の 9 ページにある、和歌山県森林審議会運営についての内規第 5 条の規定に基づき、 会長をお願い致します。

会長、どうぞよろしくお願い致します。

委員

(以下
会長)

ただいま選任していただきましたが、会長と申し上げても進行役と議論の整理役という形で精一杯努めさせていただきたいのでどうぞよろしく願いいたします。

それでは早速議事進行を進めさせていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

まず、本日の議事録署名委員につきまして、私の方から指名させていただきます。

それでは、 委員 と 委員をお願いをします。

続きまして、副会長の選出ですが、資料 9 ページの和歌山県森林審議会運営についての内規第 2 条第 1 項により、委員の互選により選出していただくことになっていますが、いかがでしょうか。

委員

会長一任でよろしいのではないででしょうか。

会長

ただいまの会長一任というお声いただいたのですがよろしいでしょうか。

そうしましたら、 委員にお願いできればと思います。

続きまして、森林保全部会の部会長及び部会委員の指名についてですが、指名に先立ちまして、森林保全部会について、事務局から簡単に説明をお願いします。

計画推
進班長

はい。それでは資料 8 ページをご覧ください。

森林法施行令第 7 条第 1 項において、都道府県森林審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができると規定されています。

この規定に基づき、資料 10 ページに記載している「和歌山県森林審議会森林保全部会設置要綱」を定めており、要綱第 2 条第 2 項において 4 つの事項について審議することができると規定しております。

具体的には、森林法に基づく事項として、

- ・地域森林計画の変更に関すること。
- ・森林の土地の保全に関すること。
- ・保安林の指定の解除に関すること。

森林病虫害等防除法に基づく事項として、

- ・高度公益機能森林等に関すること。

となっております。

以上でございます。

会長

ありがとうございました。

ただ今、事務局から説明がありましたが、部会の委員につきましては、7 人以内とし、会長が指名することになっておりますので、私の方から森林保全部会の委員を指名させていただきます。

森林保全部会の部会長には 委員にお願いしたいと思います。

そして、森林保全部会委員には、

 委員、 委員、 委員、 委員、 委員、 委員
の皆様をお願いします。

続きまして、1 つめの報告事項「林地開発行為の許可に関すること（事後報告）」に移ります。

森林整備課から報告をお願いします。

森林整備課長

森林整備課の[]でございます。
よろしくお願いいたします。

林地開発許可の事案説明に入ります前に、現状について少しご説明させていただきます。

林地開発許可制度につきましては、昭和 49 年の森林法改正によって運用が開始されて約半世紀が経過してございます。

これまで本県では 154 件、およそ 2,556 ヘクタールの森林について、その都度、森林審議会のご意見を賜りながら許可をしてきたところでございます。

林地開発許可申請につきましては、社会情勢に大きく左右されるところがあり、バブル期につきましては、ゴルフ場や宅地造成等の大規模な開発が多く申請されましたが、バブル崩壊後は新規案件が少なくなっていました。

その後、平成 24 年に FIT 制度、固定価格買取制度の運用が開始されて、太陽光発電や風力発電といった開発案件が増加しました。

しかし、令和 4 年 4 月に、固定価格買取制度が少し変わってきて、新たに FIP 制度ということで、売電価格に一定のプレミアを上乗せするという制度に移行しており、制度改正の影響で、最近では実績が少なくなっているという状況でございます。

また、全国におきましても、太陽光発電施設を目的にした開発において、土砂災害や濁水の発生が多く報告されたことから、令和 4 年 9 月 22 日に森林法施行令が一部改正されて、去年の令和 5 年 4 月 1 日から、森林を開発して太陽光発電施設を設置する場合につきましては、許可申請対象面積が 0.5 ヘクタールと基準が下げられております。

なお、近年の林地開発許可制申請の傾向としましては、公共工事で発生する建設残土の処分場に関する申請が増えているのが現状でございます。

一方で、昨年 6 月以降発生しました梅雨前線の影響による線状降水帯の発生や、記録的な大雨によって、去年であれば、紀北地域また紀中地域で多くの土砂災害が発生しました。

こういったことを受け、林地開発許可制度は歴史ある制度ですが、地球温暖化による豪雨災害リスクが増加している状況の中で、より一層の適正な運用に心がけているところでございます。

さて本日報告させていただきますのは、変更許可の事後案件 1 件で

森林整備課長

ございます。
具体的な内容につきましては、治山班長の尾崎からご説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

治山班長

■■■■でございます。
よろしくお願いいたします。

治山班長

お手元の資料 13 ページからになってございます。
まず 14 ページ目です。
既にご存知の方もおられると思いますが、林地開発許可制度の概要についてご説明させていただきます。
林地開発許可制度につきましては、森林法第 10 条の 2 第 1 項で、「地域森林計画の対象となっている民有林において、1 ヘクタールを超える開発行為をしようとするものは、農林水産省令で定める手続きに従い、都道府県知事の許可を受けなければならない」となっております。
また先ほど東の方からも説明がありましたように、森林法施行令の一部を改正する政令が公布され、令和 5 年 4 月 1 日より、太陽光発電施設を設置する場合は 0.5 ヘクタールを超えるものは許可の対象となっております。
森林法第 10 条の 2 第 2 項で、林地開発の申請があった場合、四つの許可基準が定められており、資料 14 ページに記載してありますが、具体的には一つ目「災害の防止対策」としまして、開発行為により、周辺地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること、二つ目「水害の防止対策」としまして、開発行為により、下流地域において水害を発生させるおそれがあること、三つ目「水の確保対策」としまして、開発行為により、周辺地域の水質・水量などに影響を与え、水の確保に著しい支障を及ぼす恐れがあること、四つ目、最後ですが、「環境の保全対策」としまして、開発行為により、周辺地域においての森林環境を著しく悪化させること、これら四つの要件に、いずれも該当しないと認めるときはこれを許可しなければならないというふうになっております。
続きまして資料 15 ページ目ですが、本日の森林審議会にご報告させていただきます、変更許可 1 事案の概要についてですが、最初に内規で定めております、一括事後報告によることができる事項について説明させていただきます。

治山
班長

和歌山県森林審議会森林保全部会運営についての内規第1条第1号におきまして、林地開発に伴うものが新規の対象となっておりますが、次の2点に該当する場合は、一括事後報告によることができるとされております。

まず一つ目としまして、開発行為に係る面積が10ヘクタール未満または、開発行為に係る面積が10ヘクタール以上であっても、変更にかかる増加の面積が、開発行為に関わる変更前の面積の2割を超えないものというふうになってございます。

そして二つ目としまして、森林法第10条の2第2項各号に該当するおそれがないもの、森林の保続培養及び森林生産力の増進に著しい影響を与えるものに該当しないもの、この2点というふうに定められておりまして、今回報告させていただきます1事案につきましては、以上の要件を満たしておりますので、事後報告というふうにさせていただきます。

続きまして、資料16ページ目です。

和歌山県林地開発許可制度事務取扱要領の規定におきましては、重要な変更をしようとする場合は、許可の変更を受けなければならない、というふうに定めております。

一つには、開発行為に関わる森林の面積の1ヘクタールを超える増減、あるいは開発エリアの中での残置森林または造成森林の面積の2割を超える増減または配置の著しい変更、といったいくつかの要件を定めておりますけれども、今回の案件におきましては、堰堤、調整池、沈砂地、擁壁及び排水系施設に係る重要構造物の新設、切土、盛土及び捨土の数量の20%以上の増減と、この2点が今回の変更許可に該当しまして、変更許可手続きをとっております。

それでは、当該事案につきまして説明させていただきます。

今回の申請につきましては、
という事業者による西牟婁郡上富田町生馬字救馬谷地内においての開発案件となっております。

開発目的につきましては、工場事業場の設置、内容については事業用地の造成という申請でございまして、当初の許可につきましては、令和4年8月18日に行っております。

場所については、資料17ページに地図を載せております。

赤く囲まれている部分が許可済みのエリアになっております。

事業地につきましては、西牟婁郡上富田町にあります紀勢自動車道の上富田インターチェンジから東側に約1キロ、上富田企業団地南側にあ

治山
班長

ります上富田町生馬字救馬谷地内の森林区域に位置しております。

事業地に隣接しまして、東西に町道檜ノ木救馬谷線、南北に同じく町道本郷救馬谷線が走っておりまして、南北に富田川支流の馬川が流れています。

次に資料 18 ページになります。

事業区域面積につきましては、8.8721 ヘクタールになっております。

そのうち開発にかかる森林面積、許可面積というのが 5.5977 ヘクタールとなっております。

当初は、赤く囲んでいるエリアでのみ許可しておりまして、今回斜線を引いている部分が事業区域に追加されております。

資料 19 ページが、計画地を図面に起こしたものです。

変更前、資料 18 ページの航空写真の赤囲み部分が、当初で約 8 ヘクタールありましたが、今回の変更後追加されるエリアが約 1 ヘクタールございまして、全体で 9 ヘクタールとなっております。

この追加した場所につきましては、元々は農地として利用されていた箇所となり、森林区域の開発面積としては、当初から増減はありません。

事業面積の追加につきましては、造成工事中の資材置き場等としての確保が目的となります。

開発エリアの拡大に伴い、追加した区域の中で、下流に水が一気に流れないように調整池を 2 基追加しております。

資料 19 ページ目の水色で着色している部分が調整池となります。

事業用地について、残置森林あるいは造成森林についての変更はございません。

開発される森林率につきましては 31%になっており、当初から変更はありません。

調整池につきましては、工事施工中あるいは完成後の水の調整や土砂の流出を防ぐという機能を持たしておりまして、少なくとも年に 1 回、調整池に堆積した土は浚渫するという計画になっております。

最後に資料 20 ページです。

今回の変更の計画内容及び許可申請の審査結果についてご説明させていただきます。

最初に説明させていただいた、林地開発許可の四つの要件、災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全に関して、基準に即した適切な対策をされているということで、令和 6 年 1 月 9 日に許可を行っており

治山
班長

ます。
以上で当該事案の説明を終わらせていただきます。
ありがとうございました。

会長

ご説明ありがとうございました。
ただいまのご説明につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問等
ございませんでしょうか

委員

既に許可済の森林区域についての変更はないということですが、今回
新たに2基調整池を設置するというのは何か理由があったのでしょうか。

治山
班長

今回の案件は、元農地だった土地約1ヘクタールを事業面積に追加す
るという変更になりまして、当然元々は農地だったわけで、水がある程
度浸透していくといいでしょうか、急には流れてこない状況ではありま
したが、事業用地の一部として利用するということでアスファルト舗装
を行う計画となっており、表面水が一気に流れることも想定されますの
で、調整池を作って、従来の川へ徐々に徐々に水を流して、下流で洪水
や水の氾濫が起こることがないようにしたいということで、事業者の方
から追加したい旨申し出がございましたので、必要な構造物、基準に沿
ったものであるというようなことを判断してございます。

会長

その他いかがでしょうか。

会長

私からも確認したいのですが、今回のように、森林の開発区域の変更
はないが、周辺の田畑等の開発があるような案件に関しても、全てこの
審議会で検討することになるのでしょうか。

治山
班長

森林の区域が追加されていないということではありますが、今回報告さ
せていただいたのは、一括事後報告できる案件としまして、開発行為に
係る面積が10ヘクタール未満のものあるいは10ヘクタール以上であっ
ても面積の増減が2割を超えないものについては事後報告させていただ
くことになっています。今回の変更については、10ヘクタール未満です
ので、報告事項ということでさせていただいております。

森林整

補足しますと、今回、区域が農地のところは拡大したのですが、実際

備課長 そこを造成する土は、そもそも森林のところにあった土をそこへ流用をかけて、土を埋めるという形になりますので、あくまで一体的な工事ということで変更許可申請という扱いで対応したという形になります。

会長 わかりました。
そういうケースがあるということですね。田畑であっても。

森林整備課長 そうですね。
田畑に関しては農地転用許可として別の法律はありますが、一体的に開発するということになりますので、あくまでも 1 申請ということで、森林法で一体的に審査をやっていくと、防災面の審査をやっていくという形で運用をさせていただいております。

会長 了解しました。

■
委員 森林審議会以外で、開発許可について諮問する団体はあるのか。

森林整備課長 農業委員会や、都市計画法の関係など規模感によっても変わるかと思いますが、それぞれの法律に基づいて審査していくという形になります。

会長 他によろしいでしょうか。
それでは、報告事項「林地開発行為の許可に関すること（事後報告）」については以上で終了させていただきます。

次に、1 つめの報告事項としまして、「和歌山県森林審議会運営についての内規」の一部改正についてでございます。

林業振興課から説明をお願いします。

計画推進班長 ご説明申し上げます。
和歌山県森林審議会運営についての内規の一部改正についてということで、資料 21 ページになります。

改正理由といたしましては、和歌山県の組織改編による局名の変更のためということで、改正内容につきましては資料 22 ページをご覧ください。

計画推進班長

い。

資料 22 ページにつきまして、一部改正の新旧対照表案ということで記載があります。

右側の欄は旧の内規ということで、第 1 条の 2 行目ですが、文字が強調された下線部のところですが、「森林・林業局」という部分が改正箇所ということで、左側の欄を見ていただきますと、「森林林業局」と改正をさせていただきますと思います。

それから左側の欄の下のところですが、附則としまして、日付が空欄になっていますが、この規定は本日 7 月 16 日から施行し、この規定による改正後の和歌山県森林審議会運営についての内規の規定は令和 6 年度より適用するというので追加をさせていただくということになっております。

それから資料 23 ページでございますが、先ほど申し上げました第 1 条の部分それから資料 24 ページの附則の部分を含めた溶け込み版となっております。

以上でございます。

会長

ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご意見ご質問などいかがでしょうか。

名称の変更だけですので、それほど大きな問題はないと思いますが、なぜ「・」を取られたのでしょうか。より一体的にという意味が込められているとか。

局長

「・」につきましては、全庁的に「・」をなくしていこうという方針が定められまして、森林林業局だけではなく、他の部局でもどうしても「・」が必要な理由がある場合を除いて「・」は削除しております。

会長

ありがとうございました。

他いかがでしょうか。よろしいですね。

それでは「和歌山県森林審議会運営についての内規」の一部改正につきましては以上で終わります。

続きまして、「令和 6 年度森林林業局の施策概要について」森林林業局

会長

長から説明をお願いします。

局長

資料のページ 25 ページからになりますが説明は 26 ページからさせていただきますと思います。

令和 6 年度の局の施策方針としまして、基本方針を枠の中に書かせてもらっております。

この中で特に令和 6 年度からというところで重要なところをちょっと申し上げていきますと、(2) のところでございますけれども、豊富な森林資源の循環利用を促進するため、林道整備の加速化を図るということをさせていただいております。

またこの具体的な中身については、下の重点施策のところでご改めて説明させていただきますと思います。

その他に高性能林業機械の導入や木材加工施設の導入、こちらの方も県の単独事業で支援することによって、林業・木材産業の生産基盤の強化を図っていきます。

それから (3) でございますけれども、今年度から住民税として住民 1 人当たり 1000 円/年の森林環境税が課されております。

これを原資にして、県や市町村に森林環境譲与税というのが配分されるわけですが、この配分につきましても、今年度からその配分率が変わりまして、都市部よりも森林部の方に多く配分しようということで、今まで人口割合 30%だったところを 25%、それで人工林面積の割合を 50%だったところを 55%ということで、森林を持つ市町村、都道府県に対して多めに配分するような譲与税となっております。

このため、譲与税を活用した森林整備を一層促進したいということで、市町村を県とてしましても積極的に支援するとともに、林業の担い手の確保・育成に向けた取り組みを推進してまいります。

それから (4) でございますが、山村地域というのは、消滅であるとか色々言われておりますけれども、そういった山村地域を活性化させるために、特用林産や林業の振興を図りまして、活力ある山村作りを推進してまいります。

そして (5) ですが、森林資源の循環利用を推進し、森林整備の促進を図るとともに、森林クレジット制度の活用、それから紀州材利用を推進することによってカーボンニュートラルの実現に貢献していくということとしています。

森林クレジットの説明も後ほどとさせていただきますと思います。

局長

このような大きな方針のもと、昨年度の素材生産量は 28 万 6000m³でしたが、令和 6 年次では素材生産量を 31 万 2000m³ということで、26,000m³の増という目標を掲げ、儲かる林業また多様で健全な森づくりを進めてまいりたいと考えています。

それ以降の重点政策を五つの柱で書かせてもらっています。

重要な項目だけ抜粋してご説明させていただきます。

まず一点目の「林業・木材産業の成長産業化」の中で、「①林道等の基盤整備を中心とした低コスト林業および循環型林業の推進」について、林道整備計画を策定するとともに、幹線林道の整備を推進ということで書いておりまして、今まで市町村が開設する林道について、県として支援していましたが、開設の場合、県の補助率は 10%でした。

これを令和 6 年度から 25%ということで、補助率が 2.5 倍となっています。

また、今年度から日高中央線という、県代行林道の実施を進めています。

現在はまだ工事には至っていませんが、今年度は全体計画調査を実施しております。

それから冒頭で言いました林道整備計画の策定については、令和 6 年度中に策定する予定ですが、2040 年までに開設する林道の洗い出し、計画を整備計画の中できちんと決めて、計画的にその整備を進めていこうということで、森林組合等をはじめ、林業事業体からの要望を踏まえ、市町村がここを開設していきたいという林道計画を県に上げてもらって、事業実施時期や優先順位等を考えて、林道整備計画を策定する予定です。

続きまして「ICT などの新技術を活用した「スマート林業」の推進」というところで、油圧式集材機と架線式グラップル、これは岩手県のイワフジ工業株式会社というメーカーと県が連携して。開発を進めているのですが、この機械は、労働災害防止にも繋がりますし、生産性の向上にも繋がるということで開発を進めておりまして、多くの林業事業体からも、この機械を導入していきたいという意見を伺っています。

現在、県内で導入しているのが、林業事業体 3 社と農林大学校合わせて 4 台となっておりまして、これだけの台数が導入されているのは、全国的にも和歌山県だけではないかと思います。

さらに機械導入を進めて、素材生産の向上を図っていきたいと思っています。

局長

それから「伐採から植栽までの一貫作業システムの推進」になりますけども、素材生産をするとともに、伐採跡地をしっかりと植栽していかなければならないということで、伐採から植栽までの一貫作業システムの推進を県として図っておりまして、やはり他の都道府県では再造林率が3割であるとか4割であるとかという話も聞きますが、和歌山県の再造林率は現在7割というところでございます。

ただ7割でもこれで満足はしていないような状況で、これをさらに高め100%を目指して頑張っていきたいと思っています。

それから「ドローンを活用した低コスト林業の推進」ということで、資材運搬用ドローンが非常に有効だと考えています。

例えば植林用の苗木であったり、獣害防止用ネットの資材を人力であると20分30分かけて運ぶところを、ドローンを使用する1分2分で現場の方まで運ぶことが可能となり、非常に効率がいいということで事業者からも好評でありまして、県内の事業者では5台入っております。

またこちらの大型ドローンにつきましても、農林大学校の方でも1台保有しておりまして、研修に活用しているところでございます。

続きまして資料27ページをご覧くださいと思います。

「②紀州材の加工体制の強化と需要拡大」について、冒頭の挨拶でも申し上げましたが、製材用材の需要が減ってきており、これは全国的な流れですが、住宅着工戸数が大きく減少してきているという中で、また一方、脱炭素社会の実現というところから、やはり民間非住宅を木造化していく必要があるというところで、今年から県の単独事業で、民間の非住宅建築物を支援しているところです。

さらに支援の予算額につきましては、徐々に膨らまして対象件数も増やしていきたいというふうに考えています。

次に、「多様で健全な森林づくり」の「①多面的機能の維持増進」の中で、「生育の悪い人工林の広葉樹林化」について、林齢は高いが成長が悪いような人工林については、優先順位化をつけて広葉樹林化を図っていくことを紀の国森林づくり基金で実施しているところです。

広葉樹林化面積は令和5年度では40ヘクタールでしたが、令和6年度は69ヘクタールを実施予定としており、しっかりと広葉樹林化を進めていきたいと考えております。

それから「花粉発生源対策として、花粉の少ない苗木の生産拡大及び植え替えを促進」という点についてです。

これまでも、花粉症対策苗木について、採種園や採穂園、また特定母

局長

樹の林業試験場での整備を進めてきたところですが、まだまだ足りませんので、今後とも例えばヒノキの特定母樹の採種園をもう少し増やしていくつもりで、令和6年度から令和7年度にかけて整備していきたいと思います。

この整備によりまして、そこから生産する花粉症対策苗木によって、令和17年ぐらいから、再生林の苗木を全て花粉症対策苗木に置き換えていきたいということで積極的に進めているところです。

次の「②多様な主体による森林づくり」というところで、「企業の森」についてですが、令和6年3月末現在97企業111ヶ所で活動されておりまして、面積でいうと約320ヘクタールということで、去年の3月に比べて6社増えております。

それから「令和8年の全国育樹祭の開催に向けた準備と普及啓発の実施」ということで、冒頭でも申し上げましたが、組織として全国育樹祭推進室を立ち上げて、準備に向けていろいろと頑張っているところです。これから秋口に向けて、地域での様々なイベント等ありますので、しっかりと普及啓発を行っていききたいと考えています。

それから「林業の担い手の確保・育成と活力ある山村づくり」の中で、林業の担い手の確保と育成というのは、県としましても非常に重要な課題と認識しており、これまでも都市部、大阪、東京、名古屋をはじめ様々なところで普及活動を実施し、担い手の確保を進めてきているところです。

このような中、令和5年度の新規就業者は54名となり、近年では一番多い人数となっています。

しかしながら、林業従事者の総数はそれほど増えておらず、令和5年度末で586人ということで、600人を下回っている状況にあり、それだけ退職を迎えた方も多いということだと思っています。

ただ、平成27年度の頃から考えると、60歳以上の森林作業員の割合は減っておりまして、平成27年度は39%でしたが、令和5年度末では27%となっております。

ただ、やはり相対的には林業従事者の人数を確保していかないと、森林整備や素材生産を今後やっていただける方が少ないと困るということで、これからも力を入れて頑張っていきます。

こうした状況の中で、今年度の新たな取り組みとしまして、これまでも紀州林業の魅力や情報を広く発信してきましたが、今年から吉本興業と連携して、芸人さんに紀州林業のPRをしてもらおうと、林業の体験

局長

PR だとかを SNS や色々な場面で発信してもらって、和歌山への関心を深めてもらおうという取り組みを行っております。

これが一つの起爆剤になるかはわかりませんが、様々な手を尽くして頑張っていきたいと思っております。

それから「事業体の経営マネジメント能力また労働安全管理能力向上」も重要になってきますので、県としましては研修等を行って林業事業体の能力向上に向けて頑張っていきたいと思っております。

また、和歌山県内の多くの若い方が、林業に就業するという一つの選択肢をしっかりと持ってもらうために、昨年度から県内高校生向けの林業講座をやっているところで、去年は箕島、日高中津、みなべ龍神、熊野高校という 4 校で約 100 名の生徒さんに受講していただきました。

令和 6 年度は、新聞でも報道されましたが、さらに串本古座高校が手を挙げてくれているところです。

今後も参加人数を増やしまして、他の高校でも林業講座できるように PR しながら取り組んでいきたいと思っております。

「活力ある山村づくり」について、和歌山県が有する紀州備長炭のブランド、またサカキのブランドの保持や後継者の確保・育成がしっかりとできるように、県としてもバックアップ支援、研修会等も実施していきたいと思っています。

それから「森林経営管理制度の円滑な運用と森林環境譲与税を活用した森林整備の促進」について、先ほども申し上げました森林環境譲与税の話を少ししたいと思っております。

譲与税の配分が変わって、昨年度と比べて県や市町村に多く配分されるようになるのですが、市町村の方で合計しますと約 9000 万円増額となります。

県の方は約 900 万円の増です。市町村全体では約 14 億 6000 万円が財源として交付されますのでしっかりとこれを活用していくように、市町村に働きかけていきたいと思っております。

それから「森林におけるカーボンニュートラルへの貢献」というところで、民有林の先行モデルとしまして、県有林において森林クレジット登録・発行に向けた取り組みを行っております。

これは昨年度から田辺市龍神村の五百原県有林の一部で取り組みを行っておりまして、今年度はクレジットを来年度に発行したいということで、森林モニタリング調査を実施しており、対象森林でどのぐらい成長があるのか、地位がどの程度なのかといったことを調査報告し、それに

局長

応じたクレジット発行を目指して取り組んでおります。

こうした取り組み状況を踏まえて、また今後クレジット関係の研修会を開催し、クレジット制度の普及啓発や活用促進を図っていきたいと考えています。

資料の 29 ページ以降は森林林業局の事業体系を示しておりまして、事業名とその右横に予算が書いております。

令和 6 年度予算は、県全体として財政危機警報という厳しい状況の中でありましたけれども、森林林業局としましては、対前年度比で 107% というちょっと増えておりまして、約 72 億 1300 万円の予算を確保することができました。

これに基づいて、先ほどから申し上げたような施策をしっかりと進め、林業木材産業の持続的な推進を進めてまいりたいと思っております。

以上簡単ですが、局の政策方針について説明を終わらせていただきます。

会長

説明ありがとうございました。

非常に多岐に渡る内容でございますけれども、ただいまの説明につきましてご意見ご質問などいかがでしょうか？

委員

とても素晴らしいと思いました。

林業に関して、子供を育てた身として、林業自体の様々な仕組みというのは、とても素晴らしいものが出来ていると思うのですが、この仕組みを動かして担い手になってくれる人々が何を必要としているのか、どうしたら地域に留まってくれるのか、そこで生まれた子供達が山を引き継いでいこうという気になるためにはどうしたらいいか、という部分が結構抜けているのではないかと思います。

その理由を考えると、所謂教育と医療この二つが充実しているところには、放っておいても人が来ます。

なぜならば、やはり良い教育を受けさせたい。女性としては、子供を産むときに病院にすぐ行けるようなところに住みたいというのがあります。

でも今の和歌山県の山村を見ると、この二つが抜けていると思います。

これは森林林業局さんだけのお力だけで出来るものではなくて、県全

体として県民の子供たちをどんな子供に育ててほしいかというところ
と、医療についても、何年前かに東牟婁の方で、赤ちゃんを産むときに
病院の先生がいないということで騒ぎになったことがありましたが、そ
ういった状況も山村に住んでいても何とかしてもらえる仕組みがあれば
というふうに思います。

それから、やはり山への愛着というものが林業の担い手を育てるため
には必要だと思うのですが、今ここに出ている林業政策の多くが、奥地
林業に関わる大きな林業事業体さんがやっていくには良いものなのかな
という印象を受けます。

昔は、奥地山村にも里山がありました。山に住む、地域に住む、地方
に住むときに必要なのは、田んぼと畑、それからできれば自分の山、こ
れがやはり必要だなど、和歌山県に 30 年ぐらい前に引っ越してきて痛切
に思っているところです。

やはり畑がないとやっていけないです。畑さえあれば自分の食べる分
ぐらいは何とかなります。

それから、最近都会で言われ出している自伐型林業について、昔の里
山に住む人たちは、自分の山の木を使って家を作ったり、良い木は販売
したりしていたと思います。それで収入が入ってくるといいなと思って
いたときに、大阪の方で自伐型林業というのがあるので、一度勉強して
みてはというお話がありました。行ってみたいと思ったのですが、大阪
まで勉強に行くのは大変かなと思い、和歌山でやっているところはない
のかなと探してみると、和歌山でも、和深村あたりで新しい方々を呼び
込んで取組んでいる方がいらっしゃるということでした。

これらを合わせて、そこに住む人達が次の世代を育てながら山を育て
ることができないかなと思うので、是非森林林業局さんをお願いをしたい
と思います。

それから、今回すごくいいなと思ったのは、事業体の経営マネジメン
ト能力向上について、これは各市町村の担当者の方々にも是非どんどん
やっていただきたいなと思います。

というのは、ある市議さんも悩みとして言っておられたのですが、市
町村に勤めている人たちの中でも、林業のことをよく知らない、これだ
けの政策があるということをもう一つわかってないところがあるよう
です。

そういうことで、大変難しいと思いますが、教育と医療があるところ
には人が来ます。放っておいても来ます。緑の雇用で来ていただいた方

委員

の中でも、子供の教育というところで、県外に戻ってしまった人もたくさんいますので、是非県として取り組んでいただけたらと思います。
以上です。

局長

ありがとうございました。
今、委員の方から、幅広いまた壮大なご意見をいただきました。
県としても、委員のご意見をしっかりと踏まえ、取り組んでいきたいというふうに考えています。
教育の部分につきましては、私どもも非常に危惧するところです。
今県の方では、2040 年を見据えて今年度と来年度で県の長期総合計画を見直そうということで動いております。
その中で様々な部門に別れていて、林業と教育は別の部門になっているのですが、教育部門に対しても、いただいた意見をしっかりと渡していただけたらなと思っています。
また奥深い林業とは別に里山というところで、里山の活用というのも非常に重要で、そこには今後いろんな宝が眠っている可能性もあるのかなと思います。
これについては、各地域で掘り起こしなど色々と取り組んでいただきながら、何か価値が高いのか等県の方でも考えていきたいと思っておりますので、また皆さんのお力添えをいただければというふうに思っています。
それから、この森林環境譲与税が市町村に交付されることによって、市町村の役割というのは非常に増えてきています。
このために、市町村支援ということで、市町村職員のための研修実施、これは県に交付される森林環境譲与税を活用して、座学の研修や現場研修をしっかりとやっているところでございます。ただ、年に 10 回程度開催していますが、それでは中々追いついていけないというところもあります。
どうしても市町村の職員の方には林業専門職で入ったわけではない方もいますから、分かりづらさということもあるのかなと思います。
この森林環境譲与税は、今後ずっと続いていくと思っておりますので、しっかり市町村職員の育成、場合によっては市町村で林業職を採用してもらうようなこともどんどん進めていきたいなと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

会長

ありがとうございました。

会長

せっかくの機会ですので、他にご意見やご質問などございませんか。



委員

質問を2つと意見を1つ述べさせていただこうと思います。

まず質問の1つ目が、施策の概要の中で、経済林において、集中投資を行う「重点エリア」を設定と書かれてありますが、重点エリアを設定する基準をどのように決めているのかという点です。

質問の2つ目が、シカ害に対する新たな取組みを始めると書いてあり、予算も375万円組まれておりますが、具体的にどのようなものかという点です。

意見としましては、昨年本会で申し上げたのですが、企業の森活動も20年以上が経過し、引き続き企業誘致を推進していくとありますが、具体的にどのような効果を生んでいるのか検証する必要があるのではないかと思います。

残念ながら、財政課ではそのための予算が認められなかったようですが、企業誘致を推進していく上でも、効果検証については是非やっていただきたいと思います。

林業振
興課長

1点目に質問いただいた重点エリアの設定基準ですが、経済林は主に人工林になるのですが、4tトラック等が走行可能な道路から500m以内にあること、さらに、森林の山腹の傾斜角が概ね40度未満であるところを経済林として設定しています。

その経済林の中で、林道や作業道等林内の路網密度がha当たり5m以上かつ間伐などの施業履歴があるところを重点エリアとして設定しています。

森林整
備課長

2点目に質問いただいた獣害対策モデル事業ですけれども、通常、獣害対策としてシカ用のネットを張るなどしているのですが、どうしても裾の方がイノシシに突入されて大きな穴が開いてしまったり、防ぎきれないという一面もあります。

そこで、ちょっとした創意工夫で確実に防げるような対策ができないかなということで、申請者さんの創意工夫によって、例えばネットの下の部分を頑丈に張るといった工夫をして施工していただいたものについては、補助金を嵩増しさせていただきますということで、あくまでも申請者さんが創意工夫して考えていただけたらなという形になっていきます。

会長

ありがとうございました。

委員

先ほど委員からもご紹介いただいたのですが、これまでは森林を良くしていくという政策や予算は、比較的気持ちよく受け入れていただいて、批判をされること比較的少なかったと思います。

森林環境譲与税もそういうことだと思います。

ですが、やはり色々と情勢が変わってきたせいで、森林環境税に対しても、世論の中で少し風向きが変わってきているような雰囲気を最近感じることがあります。

例えば、朝の情報番組などで税金の無駄遣いの一つじゃないのかという論調で森林環境税が取り上げられていてびっくりしたのですが、そのようなこともあったりするようです。

私達から 1000 円納税していることが知られるのはいいことだと思うのですが、状況の変化によって色んな方向に受け取られそうな雰囲気も出てきますから、そういった意味で、委員がお話されていたように、こんなふうに役立っている、こんなふうに使われているとか、それはこんな効果を持っているということを見えるようにしていくことが、これまで以上に大事になってくるのかなと思っています。

そういう意味では、基金として積上げておくよりも、やはり積極的に使っていくことも必要ですし、それから使った結果がこうなっているということを広く見せていくような取組みは是非重点的な政策としても取り上げてほしいというふうに思っています。

それからもう一点、今回事業体系で説明いただいたのは、基本的に県がこのようなことを行っていますという内容ですが、その中で局長もお話されていたように、市町村の役割が、森林環境譲与税の導入や、これまで細かく進められてきた分権化の流れによって非常に大きくなっていて、その中で市町村独自の考えで実施している森林・林業・山村振興の対策があると思います。

和歌山県として見たときに、県が実施している事業以外にも市町村の様々な工夫による重点的な対策もあると思います。

先ほどの自伐型林業もそうだと思います。

県の施策の中には入っていないですが、いくつかの市町村ではそういう方法を取り入れていたりすると思います。

そういう意味では、県の事業方針と、和歌山県全体として見たとき

に、こういう対策をしていますという情報発信は、少し違う部分もあるのかなと思います。

なので、森林審議会などでも、例えば各振興局単位でもいいので、最近こんなユニークな取組みを実施していますという紹介であったり、森林・林業および山村の概況の中で、地域で進んでいるような取組みを掲載するなどすれば、和歌山県全体としてこういう感じなのだなということが実感を持って分かるのではないかというふうに思いました。

以上です。

林業振
興課長

ありがとうございます。

■■■■委員のおっしゃる通り、森林環境税が課税されるという状況で、昨年度から各市町村の取組みを県のホームページでも全部リンクを貼って、その成果を公表していくことに力を入れているところです。

今後も、森林環境譲与税を活用した各市町村の施策成果を広く公表していけるように、引き続き連携しながら進めていきたいと思っています。

会長

県の職員の方々の負担も大きいと思いますけれども、ぜひよろしくお願いします。

それでは、時間も超過しておりますので、本日の議論はこれで終了させていただきます。

委員の皆様には長時間にわたりご審議どうもありがとうございました。

会議の進行にご協力いただきましてありがとうございます。

司会

本日の審議会の議事の内容につきましては、追って、事務局にて議事録に取りまとめ、冒頭、会長から議事録署名人としてご指名いただきました、■■■■委員と■■■■委員に署名・捺印をお願いしたいと存じますので、よろしくお願い致します。

以上をもちまして、本日の森林審議会は終了させていただきます。

委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございます。

気を付けてお帰りくださいますようお願いいたします。